

受験指導20年超・合格者輩出数日本一!

秋保雅男の

2006
年版

ごうかく 社労士

〔追 録〕

本追録は、『ごうかく社労士』2006年版が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成18年4月14日現在の法令に基づき執筆されております。

中央経済社

労働安全衛生法

(1) 事業者の行うべき調査等〔危険性又は有害性等の調査等〕(法 28 条の 2)

改正後(新設条文) ⇒事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

付随規定 厚生労働大臣は、上記の措置に関して、必要な指針を公表するものとする。また、厚生労働大臣は、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

付随規定 危険性又は有害性等の調査を実施すべき時期⇒建設物を設置・移転・変更・解体するとき、設備、原材料等、作業方法等を新規に採用・変更するとき、その他危険性又は有害性等に変化があるとき等(則 24 条の 11 第 1 項)。

付随規定 危険性又は有害性等の調査の規定中の「製造業その他厚生労働省令で定める業種」⇒安全管理者を選任しなければならない業種と同じ(則 24 条の 11 第 2 項)。

(2) 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置(法 30 条の 2)

改正後(新設条文) ⇒製造業その他政令で定める業種に属する事業(特定事業を除く)の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

付随規定 分割発注の場合、発注者等は、上記の措置を講ずべき者として一人を指名しなければならないものとする。

注. 上記(2)の規定中の「製造業その他政令で定める業種」は、**製造業**のみ(政令で定める業種は未制定)。

(3) 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置(法 31 条の 2)

改正後(新設条文) ⇒化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(4) 健康診断実施後の措置(法 66 条の 5)

健康診断の実施後に講ずべき措置に、『医師又は歯科医師の意見の衛生委員会等への報告』を追加した。

改正後⇒事業者は、安衛法 66 条の 4 の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数^①の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会^②への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

***労働時間等設定改善委員会**…労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に規定。従来^③の労働時間短縮推進委員会（旧・労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法に規定）を改名したもの。



ごうかく社労士 162 ページ『③』関係

(5) 健康診断の結果の通知（法 66 条の 6）

事業者は、特殊健康診断を受けた労働者に対しても、一般健康診断を受けた労働者と同様に、その結果を通知しなければならないものとした。

（本条のタイトル；**改正前** 一般健康診断の結果の通知→**改正後** 健康診断の結果の通知）



ごうかく社労士 162 ページ『④』関係

(6) 面接指導等（法 66 条の 8）

注。この新設規定については、平成 20 年 3 月 31 日までの間は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場に限り適用する。

改正後（新設条文）⇒事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。）を行わなければならない。

付随規定 労働者は、事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合に、他の医師の行う面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

付随規定 事業者は、面接指導の結果の記録（5 年間保存）、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、その意見に基づく就業場所の変更等・医師の意見の衛生委員会等への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

付随規定 面接指導の対象となる労働者の要件等（則 52 条の 2）

① 休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合における**その超えた時間**が 1 月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。

ただし、次の②の期日前 1 月以内に面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

注。「1 週間当たり 40 時間を超えた時間」は、休日労働時間も含めて算定する（この時間のことを「**時間外・休日労働時間**」という）。なお、いわゆる特例事業（週 44 時間）においても、40 時間で算定する。

② 上記①の超えた時間の算定は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

付随規定 面接指導の申出等⇒面接指導は、その要件に該当する労働者の申出により行う（この申出は、超えた時間の算定の期日後、**遅滞なく**、行うものとする）（則 52 条の 3）。

補足。産業医は、面接指導の対象労働者に対し上記の申出を行うよう勧奨することができる。

付随規定 事業者は、面接指導を行う労働者以外の労働者で健康への配慮が必要なもの*について、必要な措置を講ずるように努めなければならない（努力義務）ものとする（法 66 条の 9）。

*この規定の対象労働者…長時間（時間外・休日労働時間が 1 月当たり **80 時間**超え）の労働により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者等（則 52 条の 8 他）。

(7) **計画の届出の免除**（法 88 条）

(1)の措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、**労働基準監督署長が認定**した事業者については、**法 88 条 1 項及び 2 項**に規定する建築物又は機械等の設置・移転・主要構造部分の変更に係る計画の届出義務を免除*するものとした。

*免除の対象となる計画の届出…労働基準監督署長に 30 日前までに届け出ることとされるもの。

付随規定 認定は事業場ごとに行われる。認定の基準は「労働災害の発生率が同業種の平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること、申請の日前 1 年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと等」である（則 87 条の 4）。



ごうかく社労士 166 ページ『(1)の①, ②』関係

(8) **その他**

① 総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務に、「安全衛生に関する方針の表明・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置・安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善」に関することを追加した（則 3 条の 2）。

- ② 安全委員会（衛生委員会）の付議事項に、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち安全（衛生）に係るもの・安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善」等に関することを追加した（則 21 条、22 条）。
- ③ 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を所定の方法によって労働者に周知させなければならないこととした（則 23 条）。なお、所定の方法として掲げられている周知の方法は、労働基準法 106 条に係る周知の方法と同じである。
- ④ 作業主任者を選任すべき作業から「ボイラー（小型ボイラー等を除く）の据付けの作業」を削除した（令 6 条）。なお、「ボイラー（小型ボイラー等を除く）の取扱いの作業」については削除されていない。
- ⑤ 石綿障害予防規則を新設し、石綿に係る特別教育、作業環境測定*、健康診断**等の詳細を規定。 [H17.7.1 施行]
- * 作業環境測定…特定石綿等に係る屋内作業場について、6 月以内ごとに 1 回、定期に実施（測定・評価の結果を記録し 30 年間保存）。
- ** 石綿健康診断…特定石綿等に係る業務に常時従事する労働者等について、所定の時期に特別の項目につき実施（石綿健康診断個人票を作成し 30 年間保存。定期のものについては、規模を問わず、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出）。

(9) 安衛法の法律条文のズレ

改正前	改正後
—	法 30 条の 2（新設）
法 30 条の 2 →	法 30 条の 3
—	法 31 条の 2（新設）
法 31 条の 2 →	法 31 条の 3
法 31 条の 3 →	法 31 条の 4

[特に表記がある規定を除き、H18.4.1 施行]

□ 参 考 □

石綿による健康被害の救済に関する法律の制定

この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図るためのものである。 [H18.3.27 施行]

注. この法律は、環境省が掌る法律であるが、この法律が、社会保険労務士が取り扱うことができる労働社会保険諸法令に含まれたため、その概要を紹介しておく。

①対象となる疾病（指定疾病）

②中皮腫、③気管支又は肺の悪性新生物、④石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるもの

②給付の種類

救済給付	医療費など6種類
特別遺族給付金*	特別遺族年金又は特別遺族一時金*

*特別遺族給付金…指定疾病等により死亡した遺族であって、労災保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した者が対象（請求に基づいて支給）。

労 災 保 険 法

● 通勤の定義の改正

従来の「住居と就業の場所との間の往復」に加え、「複数就業者の事業場間の移動」, 「単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動」を、通勤災害保護制度の対象とするものとした（法7条2項・3項）。
[平 18. 4. 1 施行]

改正後⇒通勤とは、労働者が就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

- ① 住居と就業の場所との間の往復
- ② 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③ 上記①に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る）

補足 上記の「移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合」の取り扱いは、従来の「往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合」の取り扱いと同じである。

付随規定 ②の厚生労働省令で定める就業の場所（要点）…労災保険の適用事業に係る就業の場所、特別加入者（個人タクシー業者等を除く）に係る就業の場所等とする（則6条）。

付随規定 ③の厚生労働省令で定める要件（要点）…転任に伴い、当該転任の直前の住居から当該転任の直後の就業の場所に通勤することが困難になった労働者であって、やむを得ない事情により、同居していた配偶者（いわゆる内縁関係にある者を含む）、子又は要介護状態にある父母・親族と別居しているものにより行われる移動であること（則7条）。



ごうかく社労士 182 ページ『3, 4』関係

● 介護（補償）給付に関する改正

- ① 入所している期間中には、介護（補償）給付を支給しないこととされる施設から、「労災特別介護施設」を削除した。



ごうかく社労士 211 ページ『2つ目のポイント』関係

② 介護（補償）給付の上限額等を改正した。

	改正前		改正後	
上限額	常時介護	104,970 円	常時介護	104,590 円
	随時介護	52,490 円	随時介護	52,300 円
保障額	常時介護	56,950 円	常時介護	56,710 円
	随時介護	28,480 円	随時介護	28,360 円

(則 18 条の 3 の 3, 18 条の 3 の 4 関係) [H18.4.1 施行]



ごうかく社労士 211 ページ関係

● 事業主からの費用徴収の改正

注. 行政解釈の改正であり法令の改正ではない。

事業主からの費用徴収に関する行政解釈のうち、労災保険未手続事業主（故意又は重大な過失により、労災保険に係る保険関係成立届を提出しない事業主）に係る部分について、費用徴収制度の強化が図られた（平 17.9.22 基発 0922001 号）。 [H17.11.1 適用]

① 労災保険未手続事業主に対する費用徴収の徴収額

改正後⇒事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出しない期間中に生じた事故につき保険給付を行ったとき⇒政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる（具体的な徴収額は…）。
⇒**故意***の場合⇒保険給付額の 100% / **重大な過失****の場合⇒保険給付額の 40%

* 「**故意**」…加入手続について行政機関からの指導等を受けたにもかかわらず、事業主がこれを行わない場合をいう。

** 「**重大な過失**」…加入手続について行政機関からの指導等を受けていないが、事業主が事業開始の日（保険関係成立の日）から 1 年を経過してなお加入手続を行わない場合をいう。

② 労災保険未手続事業主に対する費用徴収の対象となる保険給付

改正後⇒この費用徴収の対象となる保険給付は、労災保険に係る保険関係成立届の提出期限の翌日から保険関係成立届の提出のあった日の前日までに発生した事故について行った保険給付（療養（補償）給付、介護（補償）給付、二次健康診断等給付を除く）とする。

注. 従来の「事故発生日から保険関係成立届の提出のあった日の前日までに支給事由が生じたもの」という制限は**削除**。

ただし、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から起算して 3 年以内の期間において支給事由が生じたものに限る（年金給付については、この期間に支給事由が生じ、かつ、この期間に支給すべき保険給付に限る）。



ごうかく社労士 236 ページ『(2)』の表中の(1)関係

● 労働福祉事業の助成金の改正（統廃合）

改正前	改正後
労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金，労働時間制度改善助成金，中小企業長期休暇制度モデル企業助成金，長期休暇制度基盤整備助成金 及び 短時間労働者雇用管理改善等助成金	労働時間等設定改善推進助成金 及び 短時間労働者雇用管理改善等助成金

(則 24 条関係) [H18. 4. 1 施行]



ごうかく社労士 250 ページ関係

雇 用 保 険 法

● 添付書類の省略

- (1) 被保険者証の添付の省略（則 6 条，10 条，11 条，12 条の 2，13 条，14 条関係）

資格取得届，区分変更届，転勤届，氏名変更届の提出及び損傷の場合の被保険者証の再交付の申請の際には，被保険者証の添付が必要であったが，これを不要とした。

注. 被保険者証そのものが廃止されたわけではない。たとえば，資格取得届（再取得の場合）には，被保険者証に記載された被保険者番号の記載欄がある。

- (2) 離職票の交付を希望しない場合の書類の提出の省略（則 7 条関係）

資格喪失届の提出の際に離職票の交付を希望しない場合，その旨を証明する書類を提出する必要があったが，これを不要とした。

注. したがって，「…離職票の交付を希望しないときは」，資格喪失届に離職証明書を添えないことができる（離職日に 59 歳以上の者を除く）。

- (3) 厚生労働省職業安定局長が定めるところによる添付書類の省略（則 6 条，101 条の 5 他関係）

被保険者に関する届出（資格取得届，資格喪失届，区分変更届，転勤届，氏名変更届），賃金に関する届出（休業開始時賃金証明書，休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書），雇用継続給付の支給申請書（育児休業者職場復帰給付金支給申請書を除く 4 種類），事業主事業所各種変更届を提出する際に添付が必要であった書類（労働者名簿，賃金台帳，所定の事実を証明することができる書類等）について，「厚生労働省職業安定局長（職業安定局長）が定めるところ*により，これらの書類を添えないことができる」こととする規定を設けた。

注. 資格喪失届に係る「離職証明書」，高年齢雇用継続給付支給申請書（基本給付金・初回用）に係る「60 歳到達時等賃金証明書」については，この省略の規定の対象とならない。

〔(1)～(3)のいずれも，H18. 4. 1 施行〕



ごうかく社労士 277，278 ページ関係

● 雇用保険三事業の助成金等の改正

(1) 雇用安定事業

改正前	改正後
継続雇用定着促進助成金（内訳；継続雇用制度奨励金，多数継続雇用助成金）	継続雇用定着促進助成金（内訳；継続雇用制度奨励金，多数継続雇用助成金， 雇用確保措置導入支援助成金 ）
育児・介護雇用安定等助成金（内訳；事業所内託児施設助成金，育児・介護費用助成金，育児休業代替要員確保等助成金，育児両立支援奨励金，男性労働者育児参加促進給付金）	育児・介護雇用安定等助成金（一本化して，この名称で支給） 補足 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金も吸収（後述）
中小企業人材確保支援助成金（内訳；中小企業雇用管理改善助成金，中小企業基盤人材確保助成金） 介護雇用管理支援助成金（内訳；介護基盤人材確保助成金，介護雇用管理助成金）	人材確保等支援助成金 （内訳；中小企業職業相談委託助成金，中小企業基盤人材確保助成金，介護基盤人材確保助成金，介護雇用管理助成金） 補足 左記の2つを統合（一部変更）

(2) 能力開発事業

改正前	改正後
キャリア形成促進助成金（内訳；訓練給付金，職業能力開発休暇給付金，長期教育訓練休暇制度導入奨励金，職業能力評価推進給付金，キャリア・コンサルティング推進給付金，地域人材高度化能力開発助成金，中小企業雇用創出等能力開発助成金）	キャリア形成促進助成金（内訳；訓練給付金， 職業能力開発支援促進給付金 ，職業能力評価推進給付金，キャリア・コンサルティング推進給付金，地域人材高度化能力開発助成金，中小企業雇用創出等能力開発助成金）
介護能力開発給付金	— 削除
—	建設雇用改善助成金
育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	育児・介護雇用安定等助成金（この名称で支給）

〔(1)(2) いずれも，H18.4.1 施行〕



ごうかく社労士 362 ページ関係

徴収法

● 労災保険率等の改正

(1) 労災保険率の改正

労災保険率表における労災保険率について、最高の率と最低の率を引き下げるほか、全面的な見直しが行われた（すべての業種で引き下げられたわけではなく、据え置かれた業種、引き上げられた業種も存在する）。

ここでは、社労士試験上、最も重要な部分を紹介する。

改正前	改正後
最高 1,000 分の 129 …「水力発電施設、ずい道等新設事業」の率	最高 1,000 分の 118 …「水力発電施設、ずい道等新設事業」の率
最低 1,000 分の 5 …「その他の各種事業」等の率	最低 1,000 分の 4.5 …「その他の各種事業」等の率【注意】

【注意】 従来の「その他の各種事業」の区分が、次のように細分化された。

改正前	
その他の各種事業	1,000 分の 5

↓

改正後	
通信業、放送業、新聞業又は出版業	1,000 分の 4.5
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	1,000 分の 5
金融業、保険業又は不動産業	1,000 分の 4.5
その他の各種事業	1,000 分の 4.5

(則別表 1 関係) [平 18.4.1 施行]

↓

ごうかく社労士 394～395, 397 ページ関係, 405 ページ*関連 *405 ページの年度更新の計算問題については、[前提] 中の「その他の各種事業」の部分 を「小売業」に変更するだけ（計算自体に影響なし（小売業の労災保険率は 1,000 分の 5））。
--

(2) 非業務災害率の改正

改正前	改正後
1,000 分の 0.9	1,000 分の 0.8

(則 16 条 2 項関係) [平 18.4.1 施行]

↓

ごうかく社労士 395, 421, 422, 425 ページ関係

補 足 二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率は「零」のままでは改正はない。したがって、第1種特別加入保険料率は、その事業に適用される労災保険率と同じ率となる。また、特別加入非業務災害率は、非業務災害率と同じ率になる。

(3) その他

① 第2種特別加入保険料率の改正

第2種特別加入保険料率のうち、いわゆる**特定農作業従事者**に係る率を「1,000分の7」から「1,000分の8」に引き上げた（則別表5関係）。 [平18.4.1施行]

注. 第2種特別加入保険料率の最低（1,000分の4）と最高（1,000分の51）に改正はない。

② 労務費率の改正

労務費率のうち、水力発電施設、ずい道等新設事業に係る率を「20%」から「19%」に、機械装置の組立て又は据付けの事業（組立て又は据付けに関するもの）に係る率を「41%」から「40%」に、それぞれ引き下げた（則別表2関係）。 [平18.4.1施行]

注. この改正により、“労務費率は、その事業の種類に従い19%（最低）～40%（最高）の範囲内で定められている”ということになった。



ごうかく社労士 398 ページ関係, 392 ページ関係

● メリット制に関する改正

継続事業のメリット制（一括有期事業に係るものに限る）及び有期事業のメリット制についての増減幅*が次のように改正された（則別表3, 別表6関係）。

改正前	改正後
建設の事業・立木の伐採の事業（共通） →100分の35の範囲	建設の事業→100分の40の範囲 立木の伐採の事業→100分の35の範囲

*増減幅…継続事業のメリット制にあつては、「労災保険率－非業務災害率」、有期事業のメリット制にあつては、「確定保険料額－非業務災害率に応じた額」を増減させる幅をいう。 [継続メリット＝H18.3.31施行/有期メリット＝H18.4.1施行]



ごうかく社労士 420, 421, 426 ページ関係

健康保険法

● 標準負担額の改正

入院時食事療養費の対象となる食事療養に係る標準負担額は、1日を単位として定められていたが、今回の改正により、1食を単位として定めることとした。

区分	標準負担額	
	改正前	改正後
① 原則	1日につき780円	1食につき260円
② 市町村民税の非課税対象者等	1日につき650円	1食につき210円
③ 上記②の者で入院日数90日を超える者	1日につき500円	1食につき160円
④ 70歳以上の低所得者（所得がない者等）	1日につき300円	1食につき100円

注. 改正後において、1日の標準負担額は3食相当額が限度。

(平18.3.6厚労告90号)[H18.4.1適用]

なお、他の医療保険制度や老人保健法における標準負担額についても同様。



ごうかく社労士 486 ページ『(二)』関係

● 訪問看護を行う者の拡充

訪問看護療養費の対象となる訪問看護を行う者に「言語聴覚士」を加えた（則68条）。

[H18.4.1施行]

改正後⇒訪問看護事業とは、被保険者の居宅において、看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業をいう。

なお、他の医療保険制度や老人保健法における(老人)訪問看護事業についても同様。



ごうかく社労士 490 ページ関係

● 政管健保の介護保険料率等の告示

(1) 政府管掌健康保険の介護保険料率 (平18.2.28社告8号)

H18.2.28まで	H18.3.1から
1,000分の12.5	1,000分の12.3

↓
同年の3月納付分まで

↓
同年の4月納付分から

注. 任意継続被保険者については、平成18年3月分までは1,000分の12.5、同年の4月分からは1,000分の12.3を適用（納付期日は「その月の10日まで」）。

参考 船員保険(法)の介護保険料率は、平成18年3月1日から1,000分の12.5(平18.2.28社告5号)。



ごうかく社労士 535 ページ関係

- (2) 政府管掌健康保険の平成 17 年 9 月 30 日における全被保険者の標準報酬月額の平均額に基づく標準報酬月額 … 変更なし (平 18. 2. 28 社告 11 号)

H16. 9. 30	H17. 9. 30
28 万円	28 万円



ごうかく社労士 478 ページ関係

国民年金法・厚生年金保険法

1 国民年金法・厚生年金保険法（共通）

● **改定率・再評価率の改定等**

平成 17 年平均の全国消費者物価指数が、前年平均の全国消費者物価指数に比し、0.3% (0.003) 下落した。その影響により、「改定率の改定等に関する政令」などが改正された。

(1) **改定率・再評価率**

- ・平成 18 年度における改定率

→ 「0.997」(前年度の「1」から 0.3%引き下げ)

- ・平成 18 年度における再評価率

→改定率の改定等に関する政令の別表に規定（基本的には前年度の率から物価の下落分等を引き下げ）

注. 平成 18 年度においては、65 歳に達した年度の 3 年後の年度（基準年度）の前であるか以後であるかを問わず、上記のとおり。

(2) **物価スライド特例措置に係る「旧物価スライド率」**

→平成 18 年度においては「0.985」(前年度の「0.988」から 0.3%引き下げ)

上記(1)と(2)の結果、平成 18 年度において、実際に支給される額は、「物価スライド特例措置」により特例による給付水準となる。

<例示>老齢基礎年金の満額について

- ①法律本来の給付水準（平成 16 年改正後の規定による額）

780,900 円×改定率 (0.997) ≒ 778,600 円

- ②特例による給付水準（平成 16 年改正前の規定による額）

804,200 円×0.985≒792,100 円

①の 778,600 円 < ②の 792,100 円 ⇔ ②の額を支給

◇ 平成 18 年度の年金額等のまとめ ◇

国民年金法関係

	法律本来の給付水準	特例による給付水準
老齢基礎年金〔満額〕	780,900 円×改定率*778,600 円	804,200 円×0.985≒792,100 円
障害基礎年金	2 級	804,200 円×0.985≒792,100 円
	1 級	2 級の 1.25 倍≒990,100 円
遺族基礎年金	780,900 円×改定率*778,600 円	804,200 円×0.985≒792,100 円
振替加算〔基本額〕	224,700 円×改定率*≒224,000 円	231,400 円×0.985≒227,900 円
子の加算	1・2 人目（各）	231,400 円×0.985≒227,900 円
	3 人目以降（各）	77,100 円×0.985≒ 75,900 円

*改定率は「0.997」

厚生年金保険法関係

	法律本来の給付水準	特例による給付水準
障害厚生年金の最低保障額	障害基礎年金 2 級の額の 4 分の 3	603,200 円×0.985≒594,200 円
加給年金額	配偶者	231,400 円×0.985≒227,900 円
	子；1・2 人目（各）	231,400 円×0.985≒227,900 円
	子；3 人目以降（各）	77,100 円×0.985≒ 75,900 円
老齢厚生年金の配偶者加給年金額の特別加算	33,200 円～165,800 円×改定率* ≒33,100 円～165,300 円	34,100 円～170,700 円×0.985 ≒33,600 円～168,100 円
中高齢寡婦加算	遺族基礎年金の額の 4 分の 3	603,200 円×0.985≒594,200 円

*改定率は「0.997」

補足. 平成 16 年改正の規定による障害手当金の最低保障額は、「障害厚生年金の最低保障額×2」

(3) 従前額改定率

→平成 18 年度においては「0.998」（前年度の「1.001」から 0.3%引き下げ）



ごうかく社労士 599, 606, 622, 623, 624, 634, 635, 639, 645, 732, 733, 736, 738, 750, 775, 776, 791 ページ関連(なお、各ページの年金額等の「物価スライド特例措置」に係る率を「0.985」に、付記されている「(平成 17 年度)」を「(平成 18 年度)」に改めて下さい。)

(4) 国民年金の脱退一時金の額

→保険料額の引上げに応じた自動改定の規定により、平成 18 年度における国民年金の脱退一時金の額が定められた。

対象月数	金 額	
	平成 17 年度	平成 18 年度
6 月以上 12 月未満	40,740 円	41,580 円
12 月以上 18 月未満	81,480 円	83,160 円
18 月以上 24 月未満	122,220 円	124,740 円
24 月以上 30 月未満	162,960 円	166,320 円
30 月以上 36 月未満	203,700 円	207,900 円
36 月以上	244,440 円	249,480 円



ごうかく社労士 650 ページ関係

(5) 国民年金の保険料改定率

→平成 18 年度においては「1」

したがって、平成 18 年度における国民年金の保険料額は、13,860 円となる。

補足 保険料改定率の改定の基準となる名目賃金変動率は、「前々年の物価変動率×4 年前の年度の実質賃金変動率」である（前年ではなく前々年の物価変動率を使う）。



ごうかく社労士 656 ページ『(1)』, 657 ページ『ポイント』関係

● 基礎年金の国庫負担の改正

平成 18 年度から特定年度の前年度までの間の経過措置による国庫負担の割合を、**基礎年金の給付に要する費用**（特別の国庫負担があるものを除く）及び**基礎年金拠出金の納付に要する費用**については 3 分の 1 に「1,000 分の 25」を加えた率、20 歳前傷病の障害基礎年金については「100 分の 38」とした（平 16 法附則 13 条, 32 条）。 [H18. 4. 1 施行]



ごうかく社労士 654 ページ関連

2 国民年金法

● 国会議員互助年金法の廃止

国会議員互助年金法が廃止された（ただし、減額支給等の経過措置あり）。

[H18. 4. 1 施行]

補足．本質的な改正ではないが、国民年金法の個別の規定において、「国会議員互助年金法」を「旧国会議員互助年金法」とする等の整備が図られた。

例) 国会議員互助年金法を廃止する法律の普通退職年金及び旧国会議員互助年金法の普通退職年金を受けることができる者は、第 1 号被保険者とならない。



ごうかく社労士 569 ページ『1 つ目の過去問』関連

3 厚生年金保険法

(1) 厚生年金基金の中途脱退者の定義の改正（基金令 41 条の 3 の 3）

この改正は、ポータビリティの充実に伴い、厚生年金基金の中途脱退者の範囲を拡充したものである（その期間は、通算措置の対象となる確定給付企業年金における中途脱退者に合わせた）。

改正後⇒中途脱退者…基金の加入員の資格を喪失した者（当該加入員の資格を喪失した日において、当該基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く）であって、当該基金の加入員であった期間が **20 年に満たないもの**。

補足 中途脱退者の加入員期間の要件の比較

国民年金基金	15 年未満（改正なし）
厚生年金基金	20 年未満（改正）
確定給付企業年金	20 年未満（改正なし）



ごうかく社労士 825 ページ『ポイント』関係

□ 参 考 □

沖縄特別措置の拡大

沖縄の厚生年金保険は、制度発足が遅れたため、過去数回にわたり、給付水準の均衡のための特別措置が講じられてきた。

前回の特別措置では、沖縄独自の厚生年金保険（昭和 45 年 1 月 1 日から昭和 47 年 5 月 14 日の間のみ存在した制度）に加入していた者が、昭和 29 年 5 月 1 日から昭和 44 年 12 月 31 日までの期間のうち、20 歳以上であって、沖縄にある厚生年金保険の適用事業所に相当する事業所等（適用事業所相当事業所）に使用されていた期間に係る保険料を納付（特別納付）すれば年金額を加算（特別加算）する措置が講じられた。

しかし、適用事業所相当事業所に使用されていた期間を有していても、本土に出向、転勤などの事情により、沖縄の厚生年金保険の被保険者期間を有しない者については、これまでの特別措置の対象とはならなかった。

今回、このような者についても対象とし、特別措置の適用を拡大することとなった。

改正後⇒昭和45年1月1日から昭和47年5月14日までの間に、厚生年金保険の被保険者期間を有する者（昭和20年4月1日以前に生まれた者で、沖縄独自の厚生年金保険の被保険者期間を有する者を除く。）で、昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち、20歳以上であって、沖縄にある厚生年金保険の適用事業所に相当する事業所等に使用されていた（勤めていた）期間を有する者は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間に限り、保険料の納付（特別納付）を行うことができることとされた。

[H18.4.1 施行]

労務管理等労働一般常識

<労働者派遣法>

派遣禁止業務である医療関係業務の緩和（令2条関係）

医療関係業務については、原則として、労働者派遣が禁止されている。ただし、従来から、「紹介予定派遣をする場合」及び「病院、診療所等以外の施設（社会福祉施設等）で行われるもの」については、労働者派遣を行うことが可能であった。

今回の改正で、これに加え「医療関係業務に従事する産前産後休業、育児休業及び介護休業中の労働者の業務」及び「へき地において行われる医業（医業に係る病院、診療所等がへき地にある場合）」についても労働者派遣を行うことを可能とした。 [H18.4.1 施行]



ごうかく社労士 886 ページ『(3)』関係

<高年齢者等の雇用の安定等に関する法律>

再就職援助措置等の対象となる高年齢者等の範囲の明確化（則6条2項関係）

再就職援助措置、多数離職の届出、求職活動支援書の作成等の対象となる離職の理由は、解雇等であるが、具体的には、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く）のほか、「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことによる退職」とした。 [H18.4.1 施行]

経過措置 事業主による高年齢者等の再就職の援助等に関する経過措置（法附則6条）

再就職援助措置、多数離職の届出の対象となる離職の理由については、平成25年3月31日までの間は、従来どおり、「定年」等も含むものとする。



ごうかく社労士 894 ページ『(3)』関係

<障害者雇用促進法>

短時間労働者である精神障害者のカウント方法の明確化（則 33 条の 2）

障害者雇用率に基づく雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、精神障害者（精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者に限る。以下同じ）を雇用しているときには、その数に相当する身体障害者又は知的障害者を雇い入れたものとみなす。

この際、**短時間労働者である精神障害者**については、0.5 人の身体障害者又は知的障害者とみなすこととした。〔H18. 4. 1 施行〕



ごうかく社労士 899 ページ関係

<労働時間等の設定の改善に関する特別措置法>

従来の「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を「**労働時間等の設定の改善に関する特別措置法**」に改めた（改正前の廃止期限も削除）。〔H18. 4. 1 施行〕

(1) 改正の趣旨

年間総実労働時間は平成 16 年度には 1,834 時間となり、時短促進法が掲げた 1,800 時間という所期の目標をおおむね達成できた。しかし、その内実をみると、全労働者平均の労働時間が短縮した原因は、主に、労働時間が短い者の割合が増加した結果であり、いわゆる正社員等については、依然として労働時間は短縮していないこと。一方、労働時間が長い者と短い者の割合が共に増加し、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」が進展しており、全労働者を平均しての年間総実労働時間 1,800 時間という目標を用いることは時宜に合わなくなってきたこと。そして、長い労働時間等の業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高水準で推移していること。急速な少子高齢化、労働者の意識や抱える事情の多様化等が進んでいること。といった問題がある。このため、全労働者を平均しての一律の目標を掲げる時短促進法を改正し、労働時間の短縮を含め、労働時間等に関する事項を労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応したものへと改善するための自主的取組を促進することを目的とする法とした（平 18. 4. 1 基発 0401006 号）。

(2) 改正の概要

① 「目標」を掲げる「労働時間短縮推進計画」（閣議決定）をやめて、事業主の参考とする「指針」を厚生労働大臣が定めるものとした。

② 「労働時間短縮推進委員会」を「**労働時間等設定改善委員会***」に改めた。

***労働時間等設定改善委員会**…その委員の 5 分の 4 以上の多数による議決による決議は、労働基準法に規定する労使協定（賃金の一部控除、貯蓄金の管理、年休中の賃金に関するものを除く）に代わる効力を有する。この場合、36 協定に代わる決議を除いては、行政官庁への届出義務が免除される。なお、労働時間等設定改善委員会が設置されていない事業場において、一定の要件を満たした場合には、労働安全衛生法に規定する衛生委員会（安全衛生委員会）を労働時間等設定改善委員会とみなすことができる。

社会保険一般常識

＜児童手当法＞

『国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律』により、児童手当法について、次のような改正が行われた。 [H18.4.1 施行]

(1) 特例給付による支給対象年齢の拡大 (法附則7条)

改正前	改正後
特例給付による支給対象年齢…「3歳以上の児童であって9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(3歳以上小学校第3学年修了前の児童)」	特例給付による支給対象年齢…「3歳以上の児童であって12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(3歳以上小学校修了前の児童)」

改正後⇒3歳以上小学校修了前特例給付

当該特例給付は、**小学校修了前特例給付支給要件児童***を養育する一定の父母に支給する。

*** 小学校修了前特例給付支給要件児童**とは、次のイ又はロに該当する児童をいう。

- イ 3歳以上の児童であって12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
(3歳以上小学校修了前の児童)
- ロ 3歳以上小学校修了前の児童を含む2人以上の児童



ごうかく社労士 976 ページ『4』関係

(2) 費用の負担割合の改正 (法18条)

① 原則的な児童手当(所得制限に係る特例給付を除く)の場合

		事業主	国庫		都道府県及び市町村	
			10分の2	10分の0.5ずつ		
被用者	改正前	10分の7	10分の2	10分の0.5ずつ		
	改正後		10分の1	10分の1ずつ		
非被用者*	改正前	—	6分の4	6分の1ずつ		
	改正後		3分の1	3分の1ずつ		
公務員	当該公務員に係る国, 都道府県, 市町村がそれぞれ全額負担					

*非被用者…被用者及び公務員でない者

② 3歳以上小学校修了前特例給付(所得制限に係る特例給付を除く)の場合

		事業主	国庫		都道府県及び市町村	
			6分の4	6分の1ずつ		
公務員以外	改正前	—	6分の4	6分の1ずつ		
	改正後		3分の1	3分の1ずつ		
公務員	当該公務員に係る国, 都道府県, 市町村がそれぞれ全額負担					



ごうかく社労士 978 ページ『9の(1)』, 980 ページ『(4)』関係

<介護保険法>

介護給付及び予防給付のうち一定のものについて、公的な費用の負担の割合を改正した（法 122 条の 2 から 124 条関係）。 [H18. 4. 1 施行]

改正後⇒介護給付及び予防給付に要する費用の負担のまとめ

介護給付及び予防給付に要する費用	保険料	100 分の 50
	国	・ 100 分の 20 ^注 （給付費分） ・ 100 分の 5（調整交付金）
	都道府県	100 分の 12.5
	市町村	100 分の 12.5

注. 介護給付のうち介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るもの並びに予防給付のうち介護予防特定施設入居者生活介護に係るものについては、国が「100 分の 15(+100 分の 5)」、都道府県が「100 分の 17.5」、市町村が「100 分の 12.5」の割合で負担する（これは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律」による改正点）。



ごうかく社労士 1,014 ページ『13, 14』関係

<日米社会保障協定の発効>

日本とアメリカとの間の社会保障協定が、平成 17 年 10 月から発効（つまり実施）された。内容は、年金・医療保険制度の二重加入の防止と年金加入期間の通算である。

注. ベルギー、フランス、カナダとの間の社会保障協定は、両国間の署名はされているが、まだ発効には至っていない。

補足. 現在、我国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカとの間で社会保障協定を締結している。（協定内容、発効日等については下記の通り）

締結相手国	対象制度	二重適用防止		年金加入期間の通算（年金）	発効日
		年金	医療		
ドイツ	年金制度	○	—	○	H. 12. 2. 1
イギリス	年金制度	○	—	×	H. 13. 2. 1
韓国	年金制度	○	—	×	H. 17. 4. 1
アメリカ	年金・医療保険制度	○	○	○	H. 17. 10. 1



ごうかく社労士 799 ページ『2 つ目の過去問 [参考]』関連、952～953 ページ『年金の沿革のまとめ』関連

『ごうかく社労士<2006年版>』訂正表

『ごうかく社労士<2006年版>』の以下の記載に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

342 ページ 箇所；高年齢雇用継続基本給付金の表「支給対象月の段の〔例外〕」

訂正前	訂正後
〔例外〕60歳に達した日以後の日において、算定対象期間に相当する期間…	〔例外〕60歳に達した日以後の日において、算定基礎期間に相当する期間…

433 ページ 箇所；<労働保険料の負担等>表の下4行目

訂正前	訂正後
※個々の被保険者ごとの負担額は、事業主の事務の簡素化を考慮して原則として、一般保険料額表を用いて計算する。	〈編注〉全文を削除して下さい。

639 ページ 箇所；3つ目のポイント(上から14行目)

訂正前	訂正後
…配偶者以外の者の…	…妻以外の者の…

639 ページ 箇所；3つ目過去問(上から18行目)

訂正前	訂正後
…配偶者以外の者の…	…妻以外の者の…

677 ページ 箇所；過去問(下から9行目)

訂正前	訂正後
…金額又は半額につき…	…金額又は半額につき…

753 ページ 箇所；<60歳から老齢基礎年金の一部の繰上げ請求した場合>(下から8行目)

訂正前	訂正後
…定額部分の額×24/60…	…定額部分の額×36/60…

753 ページ 箇所；<60歳から老齢基礎年金の一部の繰上げ請求した場合>(下から7行目：2箇所)

訂正前	訂正後
…老齢基礎年金の額×24/60…	…老齢基礎年金の額×36/60…

753 ページ 箇所；<60歳から老齢基礎年金の一部の繰上げ請求した場合>(下から6行目)

訂正前	訂正後
…62歳から65歳まで支給…	…63歳から65歳まで支給…

779 ページ 箇所；最初の過去問(上から7行目)

訂正前	訂正後
2級の障害厚生年金及び障害厚生年金…	2級の障害基礎年金及び障害厚生年金…

785 ページ 箇所；2つ目の過去問(上から22行目)

訂正前	訂正後
…平成18年4月1日前に…	…平成28年4月1日前に…

890 ページ 箇所；⑤のロ(上から9行目)

訂正前	訂正後
…(派遣期間に制限のない業務を除く)…	…業務(派遣期間に制限のない業務に限る)…

933 ページ 箇所；2つ目の過去問(上から10行目)

訂正前	訂正後
…知った日から3箇月以内…	…知った日から6箇月以内…

